## 千里山建築会 会則 新旧対照表

(傍線の部分は改定部分)

	(傍線の部分は改定部分)
改定後	改定前
第1章 総則(目的) 第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共 に、 <u>関西大学建築学科の発展および</u> 建 築に関する学術・技術の進歩発展に寄 与することを目的とする。	第1章 総則(目的) 第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共 に、建築に関する学術・技術の進歩発 展に寄与することを目的とする。
第3章 役員(種別) 第6条 本会には、次の役員を置く。 一、会 長 1名 二、副会長 3名以上 三、幹 事 若干名 四、監査役 <u>2</u> 名 2. 本会には、さらに名誉会長を置くことができる。	第3章 役員(種別) 第6条 本会には、次の役員を置く。 一、会 長 1名 二、副会長 3名以上 三、幹 事 若干名 四、監査役 <u>3</u> 名 2. 本会には、さらに名誉会長を置くことができる。
第3章 役員(選任) 第8条 会長は、正会員のうちから <u>幹事会が</u> 推薦し、総会の承認を得る。 2. <u>副会長、</u> 幹事および監査役は、会長が正会 員のうちから選任する。	第3章 役員(選任) 第8条 <u>役員(幹事を除く)</u> は、総会におい <u>て</u> 正会員のうちから <u>選任する</u> 。 2. 幹事は、会長が正会員のうちから選任す る。
第4章 会議(表決) 第15条 総会の議事は、出席会員の過半数を もって決し、可否同数の場合は、議長 の決するところによる。 2. 総会の議長は、出席正会員の中から選任す る。	第4章 会議(表決) 第15条 総会の議事は、出席会員の過半数を もって決し、可否同数の場合は、議長 の決するところによる。
第5章 会計(経費) 第20条 本会の経費は次に掲げるものの収入 による。 一、会費 二、寄付金品 三、その他 2.会費は、幹事会の議決により定め、総会の 承認を得る。	第5章 会計(経費) 第20条 本会の経費は次に掲げるものの収入 による。 一、会費、及び維持費 二、寄付金品 三、その他 2.会費は、幹事会の議決により定め、総会の 承認を得る。 3.維持費は、本会の維持及び強化を図るため に必要と認めるとき、幹事会の議決により定 め、総会の承認を得る。
第8章 (細則 <u>による運用</u> ) 第25条 本会則の施行に関し必要な事項は、 幹事会が定め <u>、必要に応じて細則に記載する</u> 。	第8章 (細則 <u>への委任</u> ) 第25条 本会則の施行に関し必要な事項は、 幹事会が定め <u>る</u> 。